

## 笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、通学定期券の購入に要する経費の一部を補助することで、長期化する新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、公共交通機関（鉄道・バス）又は各学校のスクールバス（以下「公共交通機関等」という。）を利用して通学する児童・生徒・学生（以下「児童等」という。）の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で笠間市児童・生徒・学生通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する補助金の交付申請及び請求の提出のあった日に、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程（以下「各学校」という。）に在籍している児童等の保護者
- (3) 令和4年度内に利用する公共交通機関等の通学定期券を購入し通学する児童等の保護者及び笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例（平成26年笠間市条例第42号）第6条に定める利用料を納付する児童・生徒の保護者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、通学用として購入した令和4年度

分の通学定期券の合計額とする。

ただし、通学定期券の有効期限が3月以前から4月以降までにおよぶときは、令和4年度分の額を日割りで算出する。

2 笠間市立小学校等遠距離通学費補助金等交付に関する規則（平成18年笠間市教育委員会規則第15号）第3条の規定による補助金交付分は除く。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は、20,000円のいずれか低い額とする。

（交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添付して令和5年3月10日までに提出しなければならない。

2 交付申請は、対象となる児童等1人につき同一年度内において1回限りとする。

（交付決定）

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定した時は、申請者に対し、笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 教育長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号 (第5条関係)

笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

あて先 笠間市教育委員会教育長

申請者(保護者) 住所 笠間市  
ふりがな  
氏名  
電話番号(日中連絡が可能な連絡先)

笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。なお、申請書の提出にあたり、同要綱第2条の要件をすべて満たすことを宣言するとともに、審査において市税等の納付状況を確認することについて同意します。

記

1. 申請内容

ふりがな		生年月日	
児童・生徒氏名		平成 年 月 日生	
学校名		学校	学年 年
定期券を 購入した 交通機関	①	鉄道 バス その他	定期券金額： 円 (期間) 年 月 日から 年 月 日
	②	鉄道 バス その他	定期券金額： 円 (期間) 年 月 日から 年 月 日
③通学定期券の合計額 (①+②)		円 (デポジット代を除く)	
補助申請額 (20,000円を上限)		円 ※③通学定期券の合計額(1,000円未満切捨て)又は 20,000円のいずれか低い額とする。	

## 2. 補助金口座振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協				本・支店名	本店・支店 出張所			
金融機関 コード					支店 コード				
口座種別	普通 ・ 当座				口座番号				
口座名義人	フリガナ								
	氏 名								

## 3. 添付書類

申請にあたっては、次の書類を必ず添付すること。

なお、書類での申請の場合は、画像データを印刷した物も可とする。

(1) 定期券の領収書、定期券の写しその他購入履歴が確認できるもの

領収書は「利用期間」「支払先」「支払者」が明らかであるもの。

(2) 在学を証明する書類の写し

在学証明書、学生証など。

ただし、笠間市立小・中・義務教育学校在学の児童・生徒は不要。

(3) 振込口座の写し

キャッシュカード、又は通帳の見開き部分の写しなど「金融機関名およびコード」「支店名およびコード」「預金の種類」「口座番号」「口座名義」が分かるもの。

様式第2号（第6条関係）

笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日

様

笠間市教育委員会教育長

令和 年 月 日付けで申請のあった笠間市児童・生徒・学生通学費補助金について、下記のとおり交付（不交付）とすることに決定したので、笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助金決定額	円
不交付の理由	

笠間市児童・生徒・学生通学費補助金交付要綱第7条の規定に該当する行為があった場合は、同条の規定に基づき、補助金の返還を求める場合があります。

様式第3号 (第7条関係)

笠間市児童・生徒通学費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日

様

笠間市教育委員会教育長

令和 年 月 日付けで交付決定をした補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、笠間市児童・生徒通学費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定取消額	円
返還額及び返還期限	円 年 月 日までに返還
取消・返還の理由	